

権利擁護業務

-高齢者虐待防止の取り組み-

函館市地域包括支援センターこん中央
社会福祉士 手塚 郁美

開催に至ったきっかけ

- 平成28年度、ヘルパー等が状況を確認した日からケアマネ、包括へ連絡が入るまで数日経過したケースが 8件中2件あった。(スピード感がない?)
→これまでケアマネジャーに対して、高齢者虐待に関する研修は開催していたが、介護保険サービス事業所に対して開催したことがなかった。
- ◎ サービス事業所職員がどの程度、高齢者虐待についての知識を持っているのか、どのような認識を持っているのかを知る必要性を感じた。
ケアマネジャーだけではなく、一番に発見する確立が高い介護保険サービス事業所に対して、研修をすることにより、早期発見・通報につながるのではないかと考えた。

その1： 高齢者虐待についての事例検討会

目的

- 虐待対応における養護者支援の重要性の理解

対象

- 中央部第1圏域内の居宅介護支援事業所のケアマネジャー

内容

- 講話：函館市における高齢者虐待の現状
虐待対応における養護者支援の視点
- 事例検討：高齢者虐待と精神疾患のある子を含めた家族支援
暴力・暴言を繰り返す夫と、妻・娘の3人世帯

事例検討会で出た意見

- 養護者・家族に対する支援方法についての意見
ex.養護者・家族から認知症の理解がなされていないため、確定診断・レスパイト目的でのサービス提案
精神疾患のある娘の就労
- 一方で、「叩かれた」などの言葉を出しても、虐待かもしれないという気づきを持ってないCMもいた。

効果

- 母親（父親）と精神疾患のある子どものケースが増加している。
- 対象者だけではなく、その家族に対する支援も視点に入れて関わる必要があるが、その支援方法について参加者で検討・共有することができた。

その1： 高齢者虐待についての事例検討会



その2 高齢者虐待防止研修会

目的

- 高齢者虐待における早期発見・通報にむけての意識づけ

対象

- 中央部第1圏域の居宅系介護保険事業所
- 医療機関

内容

- 講義：高齢者虐待防止法の理解/函館市の現状
養護者の支援について、早期発見・通報の大切さ
- グループワーク

グループワークで出た意見

- 業務優先になっているのではないか、
本人が普段と違うことに気づくこと、その気づきを
所内で共有することも大事。
- 管理者・サ責がいないときの連絡体制を改めて確認
しておくことが必要。
- DS、SSからは「実際に帰していいのか判断に迷
う場合があった。」等の意見があった。

効果

- 事業所同士、事業所→市・包括へ連絡する場合もあ
ると、参加者で共有できた。
- 人手不足から管理者も提供に入っており、早急に報
告できない場合があるといった現場の声や思いを知
る機会となった。

効果

● 開催前の予測

「これが虐待じゃなかったら」という気持ちから、相
談・通報できないではないか？

● 開催して分かったこと

中には『痣を見たときに「虐待かも」という視点を
持っていない人』もいたが、大半は虐待に対する意識
を持ち、業務にあたっていた。

その他、事業所からケアマネジャーへ虐待を疑う連絡
をした場合でも、ケアマネジャーの判断で対応してい
るケースもある。（事後アンケートより）

⇒事業所に対しても、継続的にアプローチしていくが、
ケアマネジャーへ早期通報に向けた意識付けが必要

その2 高齢者虐待防止研修会(グループワーク)

